

中小河川における河道掘削等の予算の確保に関する意見書

昨年7月の九州北部豪雨を初め、近年、中小河川において土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が頻発しており、洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削等については、維持補修の範囲として、各地方公共団体の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、中小河川の河道掘削等についても再度の氾濫防止対策の一つとして盛り込み、平成29年度補正予算で約1300億円を計上している。

しかし、このプロジェクトはおおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削等の対策箇所についても、重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間に限られている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、中小河川緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方公共団体にとって真に活用しやすい施策となるべく、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 河道掘削等を含む中小河川緊急治水対策プロジェクトについては、次年度以降についても、地方公共団体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 中小河川緊急治水対策プロジェクトでは、河道掘削等の対策箇所を限定しているが、中小河川を管理する地方公共団体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削等についても、周辺地方公共団体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削等については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

宛(各通)